

○中村学園大学短期大学部履修細則

平成20年4月1日

制定

(総則)

第1条 中村学園大学短期大学部(以下「本学」という)における授業科目の履修は、中村学園大学短期大学部学則及び中村学園大学短期大学部履修規程の定める他は、この細則の定めるところによる。

(履修方法)

第2条 学生は、本学の各学科の定める教育課程により、中村学園大学短期大学部学則別表第3に示す単位を修得しなければならない。

(試験による再履修)

第3条 前年度の成績評価が不可で再履修しようとする場合、履修年度の授業科目担当教員が試験により単位認定すると認めた場合に限り、「試験による再履修願」により履修登録することができる。

(履修の上限)

第4条 食物栄養学科・キャリア開発学科・幼児保育学科において履修科目として履修登録できる単位数の上限を、原則として1年間で45単位とする。

ただし、幼児保育学科において、幼稚園教諭二種免許、保育士資格を取得希望する者は、56単位とする。

(GPAによる履修制限)

第5条 食物栄養学科・キャリア開発学科において前年度の単年度GPAが2.0未満の学生は、前条の規定に関わらず、登録できる単位数の上限を1年間で40単位とする。

2 食物栄養学科・キャリア開発学科において前年度の単年度GPAが3.0以上の学生は、前条の規定に関わらず、登録できる単位数の上限を1年間で50単位とする。

3 食物栄養学科において2年次にフードスペシャリスト論を履修しようとする者は、1年次のGPAが1.5以上でなければならない。

(校外実習の履修制限)

第6条 校外実習を履修しようとする者は、次の各項に掲げる要件を満たさなければ校外実習を履修することができない。

2 食物栄養学科2年次の「給食管理実習(校外)」を履修しようとする者は、実習実施前年度までに、別表第1に定める科目のうち20単位以上を修得していなければならない。

3 「給食管理実習(校内)」「臨床栄養学実習」を履修していなければならない。

4 転入学生については、入学前既修得単位の認定状況及び入学後の履修状況を勘案し、教授会で決定する。

(教育実習の履修制限)

第7条 教育実習を履修しようとする者は、次の各項に掲げる要件を満たさなければ教育実習を履修することができない。

2 幼児保育学科2年次の幼稚園教育実習を履修しようとする者は、実習実施前年度までに、別表第2に定める科目のうち19単位以上を修得していなければならない。ただし、「基礎器楽2」「基礎声楽2」を必ず履修しなければならない。

3 転入学生については、入学前既修得単位の認定状況及び入学後の履修状況を勘案し、教授会で決定する。

(保育実習の履修制限)

第8条 保育所実習A・保育所実習B・施設実習を履修しようとする者は、次の各項に掲げる要件を満たさなければ保育所実習A・保育所実習B・施設実習を履修することができない。

2 幼児保育学科2年次の保育所実習A・施設実習を履修しようとする者は、実習実施前年度までに、別表第3に定める科目のうち15単位以上を修得していなければならない。

3 幼児保育学科2年次の保育所実習Bを履修しようとする者は、実習実施前年度までに、別表第4に定める科目のうち26単位以上を修得していなければならない。

4 転入学生については、入学前既修得単位の認定状況及び入学後の履修状況を勘案し、教授会で決定する。

(他の短期大学又は大学における授業科目の単位の授与)

第9条 学則第18条により履修した他の短期大学又は大学における授業科目について単位を授与する場合は、本学の授業科目のうち、全体に係る選択科目の単位とする。ただし、各系列指定の単位には含めない。

(他学科履修による授業科目の履修等)

第10条 他学科履修による授業科目を履修できる学生は、1学期以上在学し、履修登録時に、別表第5に定める単位を修得しているものとする。

2 在学中に履修できる単位数は、通算6単位以内とする。

3 授業科目のうち、食物栄養学科においては基礎分野(教養基礎科目)に係る選択科目の単位とする。

4 授業科目のうち、キャリア開発学科においては、全体に係る選択科目の単位とする。
ただし、各系列指定の単位には含めない。

5 授業科目のうち、幼児保育学科においては教養分野に係る選択科目の単位とする。ただし、保育士資格取得のための単位には算入できない。
(単位互換による授業科目の履修等)

第11条 単位互換科目を履修できる学生は、キャリア開発学科又は幼児保育学科に在学している者とする。

キャリア開発学科

(1) 1学期以上在学し、1年次後学期履修登録時は累積15単位以上、2年次前学期履修登録時は累積30単位以上、2年次後学期履修登録時は累積45単位以上修得している者とする。

(2) 在学中に履修できる単位数は、前条第1項により履修した単位と合わせて通算6単位以内とする。

(3) 授業科目のうち、全体に係る選択科目の単位とする。ただし、各系列指定の単位には含めない。

(4) 中村学園大学の教養科目については、第2号及び第3号を適用しない。なお、この履修により修得した単位は、教養分野に係る選択科目の単位とする。

幼児保育学科

(1) 在学中に履修できる単位数は、前条第1項により履修した単位と合わせて通算6単位以内とする。

(2) 幼児保育学科で開設する授業科目に相当するとみなされる授業科目の単位とする。

(短期大学又は大学以外の教育施設等における学修)

第12条 学則第19条により学生が行う短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修について単位を授与する場合は、本学科の授業科目のうち、全体に係る選択科目の単位とする。ただし、各系列指定の単位には含めない。

附 則

1 この細則は、令和7年4月1日から施行する。

2 令和7年3月31日に在学する者（以下、在学者という。）及び令和7年4月1日以降において在学者の属する年次に転入学又は再入学する者については、従前の細則を適用する。

別表第 1（第 6 条関係）

授 業 科 目	単位数	授 業 科 目	単位数
生理学	2	栄養学実習Ⅰ	1
解剖学	2	栄養学実習Ⅱ	1
基礎生化学	2	食事摂取基準・献立論	2
食品学	2	栄養指導論Ⅰ	2
食品材料学	2	給食計画・実務論	2
食品衛生学	2	調理学	2
食品学基礎実験	1	入門調理学実習	1
基礎栄養学	2	基礎調理学実習	1
応用栄養学	2	実用情報処理・実習	1
栄養生化学	2		

別表第 2（第 7 条関係）

授 業 科 目	単位数	授 業 科 目	単位数
日本国憲法	2	保育内容人間関係	1
健康・スポーツ科学 A	1	保育内容環境	1
健康・スポーツ科学 B	1	保育内容言葉	1
情報処理 A	1	保育内容表現(音楽)	1
情報処理 B	1	保育内容表現(造形)	1
教職入門	2	特別支援教育基礎	1
教育原理	2	基礎器楽2※	1
教育課程総論	2	基礎声楽2※	1
教育方法学	2	幼児と言葉	2
保育内容健康	1	発達心理学 A	2

※実習実施前年度までに「基礎器楽2」「基礎声楽2」を必ず履修しなければならない。

別表第 3（第 8 条関係）

授 業 科 目	単位数	授 業 科 目	単位数
健康・スポーツ科学A	1	子どもの保健	2
教育課程総論	2	保育内容人間関係	1
子ども家庭福祉	2	保育内容環境	1
保育原理A	2	発達心理学A	2
教職入門	2	教育原理	2
乳児保育A	2		

別表第4（第8条関係）

授 業 科 目	単位数	授 業 科 目	単位数
健康・スポーツ科学A	1	保育内容健康	1
健康・スポーツ科学B	1	保育内容人間関係	1
教職入門	2	保育内容環境	1
教育課程総論	2	保育内容言葉	1
保育原理A	2	保育内容表現(音楽)	1
教育原理	2	保育内容表現(造形)	1
保育内容総論	1	乳児保育A	2
発達心理学A	2	乳児保育B	1
子ども家庭福祉	2	特別支援教育基礎	1
社会福祉	2	基礎器楽2	1
社会的養護A	2	基礎声楽2	1
子どもの保健	2		

別表第5（第10条関係）

食物栄養学科及びキャリア開発学科

	修得すべき単位数
1 年次後学期	15 単位以上
2 年次前学期	1 年次からの累積 30 単位以上
2 年次後学期	1 年次からの累積 45 単位以上

幼児保育学科

	修得すべき単位数
1 年次後学期	20 単位以上
2 年次前学期	1 年次からの累積 40 単位以上
2 年次後学期	1 年次からの累積 60 単位以上